

1 協働の考え方

[1] 協働とは

それぞれの主体性、自発性のもとに、相互の立場や特性を認め、公共の領域において共通する課題解決や目的の実現に向けて、対等の立場で共に考え、共に汗を流して働くことを「協働」と言います。また、協働で課題解決を図っていく際には次の原則を踏まえる必要があります。

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 相互理解の原則 | ④ 目的共有の原則 |
| ② 対等の原則 | ⑤ 責任の明確化と時限化の原則 |
| ③ 自主性尊重の原則 | ⑥ 情報公開の原則 |

価値観や生活形態が多様化している現代社会において、これまでのような単独のセクターだけによる事業実施の形態では、十分に目的を達成することは難しくなっています。特に災害時のような、様々なニーズや課題が一気に噴出しする場合はなおさらです。

そのために、目的型組織であるとともに専門組織でもあるNPO等の市民団体や、ボランティアセンターなどの市民組織と行政が連携することで、大きな効果を得ることができるようになります。

NPOや市民組織にとっても、行政と協働することにより本来の目的を実現することになるため、決して行政を補完する、または下請的な活動とはなりません。

[2] 福井県災害ボランティア活動推進条例における協働

福井県災害ボランティア活動推進条例（P59）は、その前文で協働の重要性をうたい、さらに災害ボランティア活動の推進に当たって県民の方々と行政機関との信頼関係に基づく密接な連係と協力が不可欠である旨を基本理念として掲げています。

福井県では、ロシアタンカー油流出事故災害を契機に、協働での災害ボランティア活動推進を検討し、訓練や研修を重ねてきました。そして、平成16年の福井豪雨災害において、その効果が発揮され、県内外から高い評価を得ることができました。災害に際して、協働で活動することが、被災者にとって、また迅速な復旧のために最も効果的な仕組みであると考えます。